

○鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置 及び管理に関する条例施行規則

(平成25年8月1日)
(規則第1号)

改正 平成26年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例
(平成25年鳥羽志勢広域連合条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し
必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 事務を分掌させるため鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設(以下「施設」とい
う。)に、次の職員を置くことができる。

- (1) 所長
- (2) 管理担当職員
- (3) その他必要な職員

(休業日)

第3条 施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日(12月31日及び1月2日を除く。)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月2
日を除く。)
- (3) 1月3日

2 前項の規定にかかわらず、鳥羽志勢広域連合長(以下「広域連合長」とい
う。)が特に必要と認めたときは、休業日を変更することができる。

(搬入時間)

第4条 施設への搬入時間は、次の表のとおりとする。

開 業 日	搬 入 時 間
12月31日、1月2日	午前8時30分から正午まで
上記以外の日	午前8時30分から午後4時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が特に必要と認めたときは、前項の時間を変更することができる。

（処理手数料の納付方法）

- 第5条 一般廃棄物を搬入しようとする者は、条例第9条に規定する処理手数料を搬入の都度、別に定める納入通知書により納付するものとする。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（処理手数料の減免）

- 第6条 条例第9条第2項に規定する広域連合長が特別の事由があると認めるものの範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災により被災したもの
- (2) その他広域連合長が、公益上特に必要があると認めたもの

- 第7条 条例第9条第2項の規定により処理手数料の減免を受けようとする者は、事前に一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認めた場合は一般廃棄物処理手数料減免承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（搬入カードの交付申請等）

- 第8条 条例第10条の規定により搬入カードの交付を受けようとする者は、搬入カード交付（変更交付・再交付）申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。申請内容に変更が生じた場合又は、搬入カードを著しく破損、毀損若しくは紛失した場合においても同様とする。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認めた場合は搬入カード交付（変更交付・再交付）通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（搬入カード交付手数料の納付）

- 第9条 搬入カード交付手数料（以下「交付手数料」という。）は、搬入カードの交付の際に納付しなければならない。また、既に納付した交付手数料は、還付しない。

（交付手数料の減免）

- 第10条 条例第10条第3項の規定により交付手数料の減免を受けようとする者

は、事前に搬入カード交付手数料減免申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認めた場合は搬入カード交付手数料減免承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（その他）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 広域連合長は、ごみ処理施設の設置及び管理に関する業務のために、必要があるものについては、施行日前においても、これを行うことができる。

附 則（平成26年3月28日規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

申請者 住所又は所在

氏名又は名称 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により処理手数料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 地区（市）
- 2 一般廃棄物の種類
- 3 搬入期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 申請の理由

様式第2号 (第7条関係)

一般廃棄物処理手数料減免承認通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在

氏名又は名称 様

鳥羽志勢広域連合長

印

鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり処理手数料の減免を承認します。

記

- 1 地区(市)
- 2 一般廃棄物の種類
- 3 搬入期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 条件等

A
〔鳥羽志勢連合八〕
三二九

※施設に搬入を行う場合には必ずこの通知書を提示して下さい。提示が無い場合には手数料が必要となります。

様式第3号 (第8条関係)

搬入カード交付(変更交付・再交付)申請書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

申請者 住所又は所在

氏名又は名称 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり搬入カードの交付(変更交付・再交付)を申請します。

記

- 1 廃棄物の種類
- 2 車両登録番号
- 3 積載量

A
(鳥羽志勢連合)
三二〇

様式第 4 号（第 8 条関係）

搬入カード交付（変更交付・再交付）通知書

年 月 日

住所又は所在

氏名又は名称 様

鳥羽志勢広域連合長

印

鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定による搬入カード交付（変更交付・再交付）申請について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 廃棄物の種類
- 2 車両登録番号
- 3 積載量
- 4 その他

様式第5号 (第10条関係)

搬入カード交付手数料減免申請書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

申請者 住所又は所在

氏名又は名称 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり交付手数料の減免を申請します。

記

- 1 廃棄物の種類
- 2 車両登録番号
- 3 積載量
- 4 申請の理由

A
〔鳥羽志勢連合七〕
三三三

○

○